

感染対策マニュアル（内規）

社会福祉法人 新宿あした会

社会福祉法人 新宿あした会では、障害者の地域生活を支える役割を担う組織として、感染リスクの予防、また感染者が発生した場合の対応などをマニュアルに記載することにより、利用者が安心して日々の生活が送れる運営を目指します。

1. 感染症防止体制

A：対策本部の設置

対策本部は、法人本部が担う。事業所における利用者・職員の感染状況、発生時の各事業所の予防対応の把握、指示を行う。

B：入館・出勤管理

入館者は原則としてマスクを着用し、入館の際、手指消毒・検温を行う。

【職員について】

職員本人について

- ① 職員は出勤前に体温・呼吸器症状をチェックする。
- ② 感染症に罹患したと考えられるとき、出勤の可否については事業所長が個別に症状の重篤さ・感染の可能性で判断する（医師の診断を受けた場合には、その判断に従う）。
- ③ 過去2週間以内に海外への渡航歴のある職員は、事業所長に出勤可否の判断を仰ぐ。
- ④ 職員家族（同居）が感染症に罹患したと考えられるとき、事業所長に出勤可否の判断を仰ぐ。
- ⑤ 本人罹患の場合は特別有給休暇にはならない（就業規則引用）。
- ⑥ 職員が業務上、負傷または疾病にかかり休業した場合には、通常の給与の80%を支給する（給与規定引用）。

同居家族について

- ① 同居家族が感染症に罹患したと考えられるとき、職員の出勤の可否については、事業所長が個別に症状の重篤さ・感染の可能性で判断する（医師の診断を受けた場合には、その判断に従う）。
- ② 出勤を停止した場合は、特別有給休暇とする（就業規則引用）
- ③ 同居家族等が感染症等で職員の出勤を制限する場合には、休業手当（本給の6割）を支給する（労働基準法第26条引用）。

【利用者・保護者について】

利用者本人について

- ① 利用者は通所前に体温・呼吸器症状をチェックする。
- ② 感染症に罹患したと考えられるとき、症状が改善するまで通所を控え、医療機関に至急相談するよう伝える（医師の診断を受けた場合には、その判断に従う）。
- ③ 過去2週間以内に海外への渡航歴のある利用者は、事業所長に通所可否の判断を仰ぐ。

同居家族について

- ① 利用者家族（同居）が感染症に罹患したと考えられるとき、事業所長に通所可否の判断を仰ぐ。
- ② 利用者家族（同居）が感染症に罹患したと考えられ、当該利用者の通所を停止した場合、工賃を支給せず、皆勤精動手当を減額しない（利用者の特別休暇（無給）と同じ扱いとする）。

中落合グループホーム利用者について

- ① 利用者は1日に2回、体温・呼吸器症状をチェックする。
- ② 利用者が感染症に罹患したと考えられるとき、自宅での受け入れが可能か保護者に確認の上、原則帰宅とする。
- ③ やむを得ない理由で帰宅が困難な場合は、グループホーム自室内で隔離状態とする。
- ④ 同ホーム利用者の通勤、通所の可否に関しては、各通勤先、通所先との相談とする。

【実習生（職員・利用者）について】

上記、「職員について」、「利用者・保護者について」に準ずる。

【業者、その他の来訪者について】

- ① 郵便・荷物の配達とは、接触を最小限に抑える。
- ② 緊急事態宣言下など、感染症の状況が深刻化している状況においては、15分以上の滞在をする用件のある業者等に関して、「入館記録・確認書」を残す。「入館記録・確認書」は適宜に廃棄する。

2. 施設の感染症対策に応じた運営（衛生面）

A：感染症対策に必要な備品のストック

- ① 館内設備・備品の消毒液など
- ② 手指消毒の為のアルコールや消毒液など
- ③ ハンドソープ・石鹼類
- ④ 使い捨てマスク
- ⑤ 使い捨て手袋
- ⑥ 非接触型体温計
- ⑦ 使い捨てガウン

B：主要箇所の清掃・消毒管理

東京都、新宿区等における感染症の深刻度合いや、事業所の感染リスク度を勘案して、主要箇所の清掃・消毒管理に努める。

3. 施設の感染症対策に応じた運営（制限など）

A：換気管理

作業室・更衣室・事務室・トイレ等、利用者、職員の立ち入る場所は窓、換気扇等を使用し換気をする。

B：エレベーター

密集を避け、通常より少ない人数で使用する。

C：更衣室・下駄箱

密集を避け、通常より少ない人数で使用する。

<変更・廃止手続>

本内規の変更および廃止は、事業所連絡会議で討議の上、理事長が決裁する。

<附 則>

本内規は、令和5年9月1日から施行する。

以上